

湯河原町税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 3 月 22 日

湯河原町長 富田 幸広

湯河原町規則第 2 号

湯河原町税条例施行規則の一部を改正する規則

湯河原町税条例施行規則（昭和51年湯河原町規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「湯河原町税務課及び徴収対策室」を「湯河原町税務収納課」に改める。

別表8の項中「個人町民税・個人県民税納入書」を「個人町民税・個人県民税・森林環境税納入書」に改める。

様式第8号中 「個人町民税 個人県民税」 を 「個人町民税 個人県民税 森林環境税」 に、

督促
手数料

「 」 を 「」

に改める。

様式第9号中 「督促手数料」 を 「」 に改める。

様式第21号中 「督促手数料 円」 を 「」

「」 に改める。

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の様式第8号の規定（「個人町民税」を「個人町民税」「個人町民税」に改める部分に限る。）は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。